

米原潜の放射線監視緩和

1970年、米圧力に日本応じる

外交文書

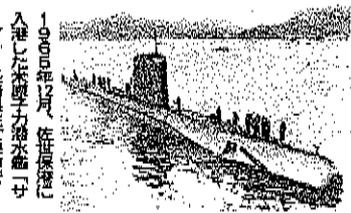
沖繩返還が迫る一九七〇年、米原子力潜水艦が日本に寄港する際の放射線モニタリング（監視）の緩和を、米側が日本に要求。原潜亦返還期による軍事協力の縮小を要請し、米圧力に日本は

小笠原島に生力をかけた。米側は「密約」の形で対応。「非核三原則」との関連を巡る大の我部政明名義で、核三原則を堅持する。米側は「密約」の形で対応。「非核三原則」との関連を巡る大の我部政明名義で、核三原則を堅持する。

- 1952年4月 サンフランシスコ条約が発効。日本が主権を回復。
- 1954年11月 米海軍「シードラゴン」が佐世保基地に寄港。
- 1956年5月 米海軍「スヌーク」が横須賀基地に寄港。
- 1959年3月 佐藤首相が沖繩の返還方針を表明。
- 1970年6月 日米安保条約延長。
- 1972年5月15日 沖繩が日本復帰。
- 1972年6月19日 米海軍「シードラゴン」が佐世保基地に寄港。

「密約」の形で対応。「非核三原則」との関連を巡る大の我部政明名義で、核三原則を堅持する。

返還後の沖繩での監視を緩和する。同時に「本土」にある構設と在留米軍の基地も、沖繩と同様に自由に使用したかった。米側は「密約」の形で対応。



「密約」の形で対応。「非核三原則」との関連を巡る大の我部政明名義で、核三原則を堅持する。

「薄れる」核アレルギー」
「わが国には核兵器、放射能などに異常に反応する風土がある。日本に入植する米原子力潜水艦の放射線監視の緩和を巡る日米間のやりとりを記した一九七〇年の機密文書で、当時の国民に残る「核アレルギー」

出る放射線、米側は「軍機秘密」と強調し、検出を防ぐため「五十以内」の測定を行わない。よう働く求めた。原潜力は専門家に兵部省の放射線検査官による可能性が大きい。

「密約」を結んだ。ただ、広島・長崎への原爆投下を「人道無視の残虐な攻撃」としての認識は次第に薄れ、「核」の認識は抑止という名の「国防の武器」へと変わりつつあるのが現状だ。今年六月に開かれた核兵器禁止条約第一回締約国交渉

「サブロッグ」搭載をうやむやにするための監視緩和ではないかとの国会追及を懸念。米側が「（原潜の）原子力の機密保持」を緩和の理由と宣言すれば、それを根拠に核とは無関係と容れざることを記されていた。

和が公になれば安全保障争などの反米運動に「一般大衆が同調する危険がある」と斥け、一九七〇年七月の文書には、米側が「日本の安全保障に重要な役割を果たす原潜の寄港断絶もあり得る」と取り、日本側が五十以内での測定を停止したことが記載されていた。米側との口頭了解に関する七一年の文書では、日本側は対潜水艦核ミサイル「密約」を結んだ。ただ、広島・長崎への原爆投下を「人道無視の残虐な攻撃」としての認識は次第に薄れ、「核」の認識は抑止という名の「国防の武器」へと変わりつつあるのが現状だ。今年六月に開かれた核兵器禁止条約第一回締約国交渉